

令和 7 年度第 2 回
三田市都市計画審議会 説明資料
(事前説明事項)

令和 7 年 7 月 3 1 日

目 次

第 1 号議案	阪神間都市計画下水道の変更（市決定）について	
	説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	阪神間都市計画道路（三田幹線ほか 3 路線）の変更（市決定）について	
	説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

事前説明事項
(説明資料)

【第1号議案】

阪神間都市計画下水道の変更
(市決定)について



公共下水道の都市計画上の位置づけ

都市計画で規制・誘導を図るルールとして、『土地利用規制』『都市施設』『市街地開発事業』『市街地開発事業』があり、公共下水道は都市施設の処理施設に位置付けられています（都市計画法第11条第1項第3号）。

土地利用規制

- 区域区分
- ・市街化区域
 - ・市街化調整区域
- 地域地区
- ・用途地域
 - ・特別用途地区
 - ・高度地区
 - ・防火地域
 - ・生産緑地地区 など
- 地区計画等

都市施設

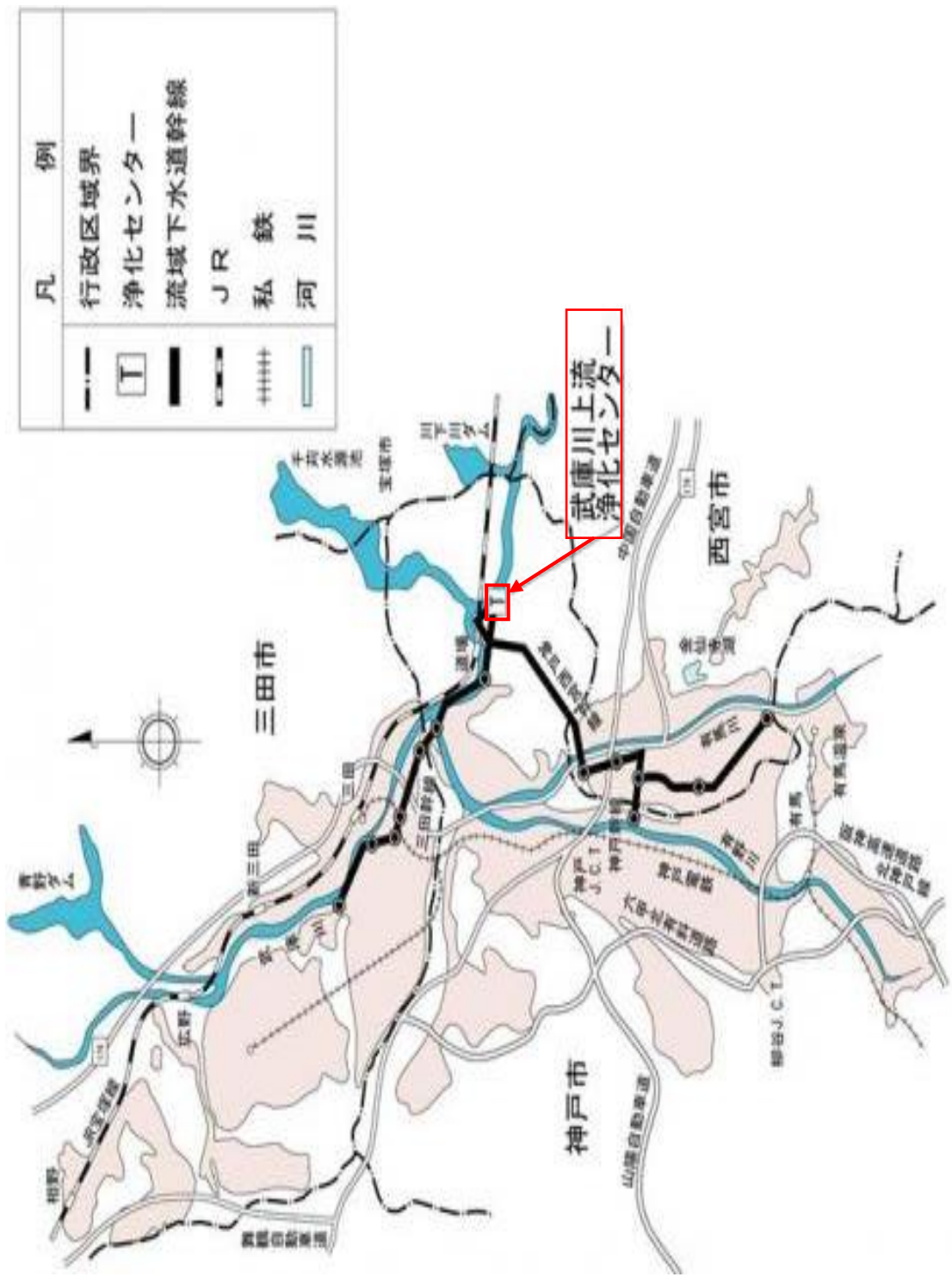
- 交通施設（道路等）
公園・緑地等の公共空地
供給施設又は処理施設
（下水道等）
その他

市街地開発事業

- 市街地開発事業
・市街地再開発事業 など
・土地区画整理事業 など
市街地開発事業等予定区域
促進区域

都市施設とは・・・都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で
都市計画に定めることができているものを「都市施設」といいます。

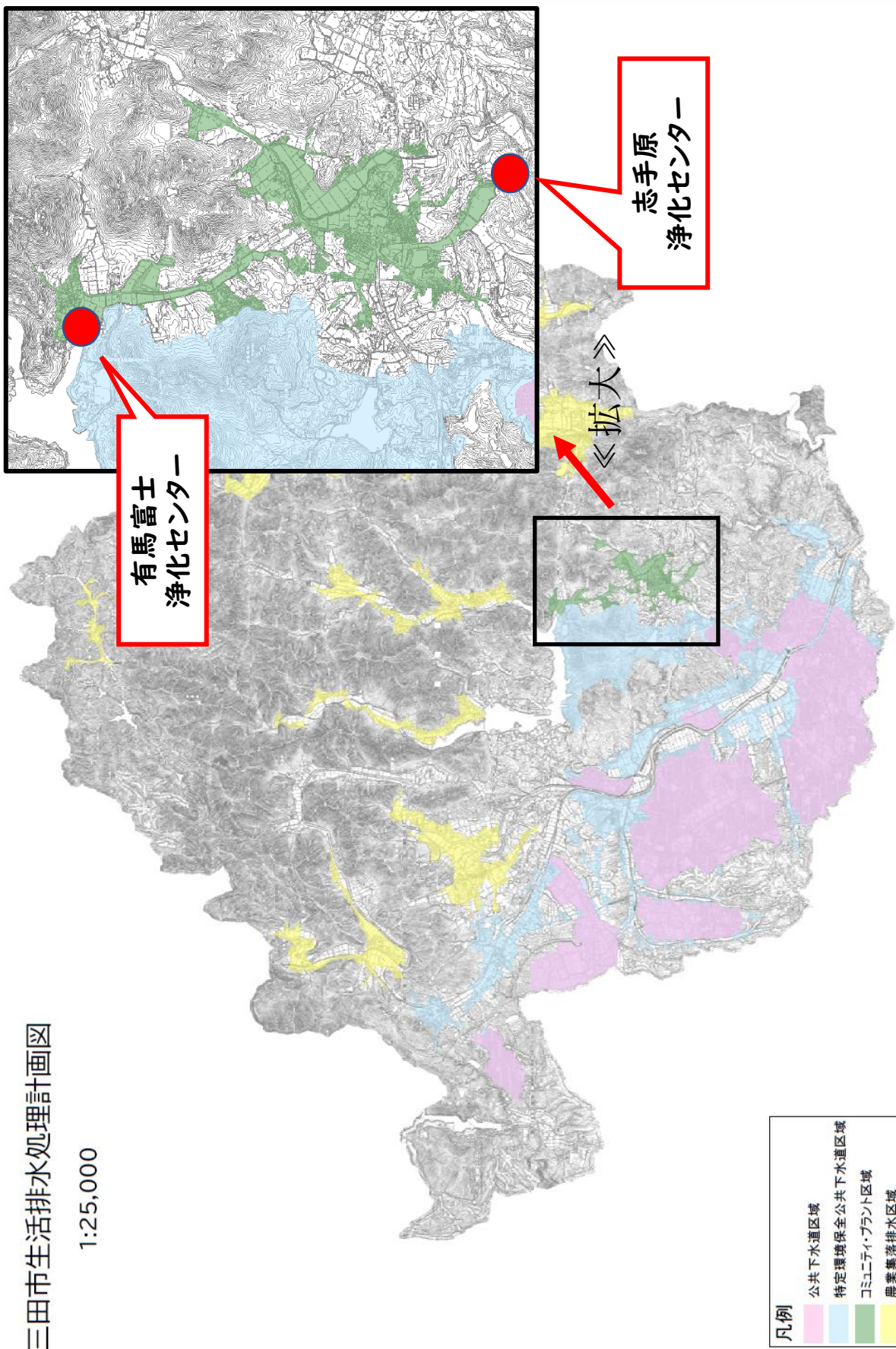
現状【三田市の汚水の最終処理場】



現状【コミュニティ・プラント処理区域】

三田市生活排水処理計画図

1:25,000



背景【現状の課題と都市計画変更が必要となった理由】

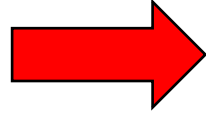
志手原コミュニティ・プラント

- ・平成13年7月1日から汚水処理開始

有馬富士コミュニティ・プラント

- ・平成14年7月1日から汚水処理開始

- ・供用開始から**20年以上経過**しており、老朽化が進んでいる。
- ・処理区域内**人口の減少**傾向が見られる。
- ・今後の維持管理や設備の**更新**等に必要となる**費用は増大**する見込み。



- ・処理能力
- ・ライフサイクルコスト比較 について検討

志手原地区処理区域・有馬富士地区処理区域

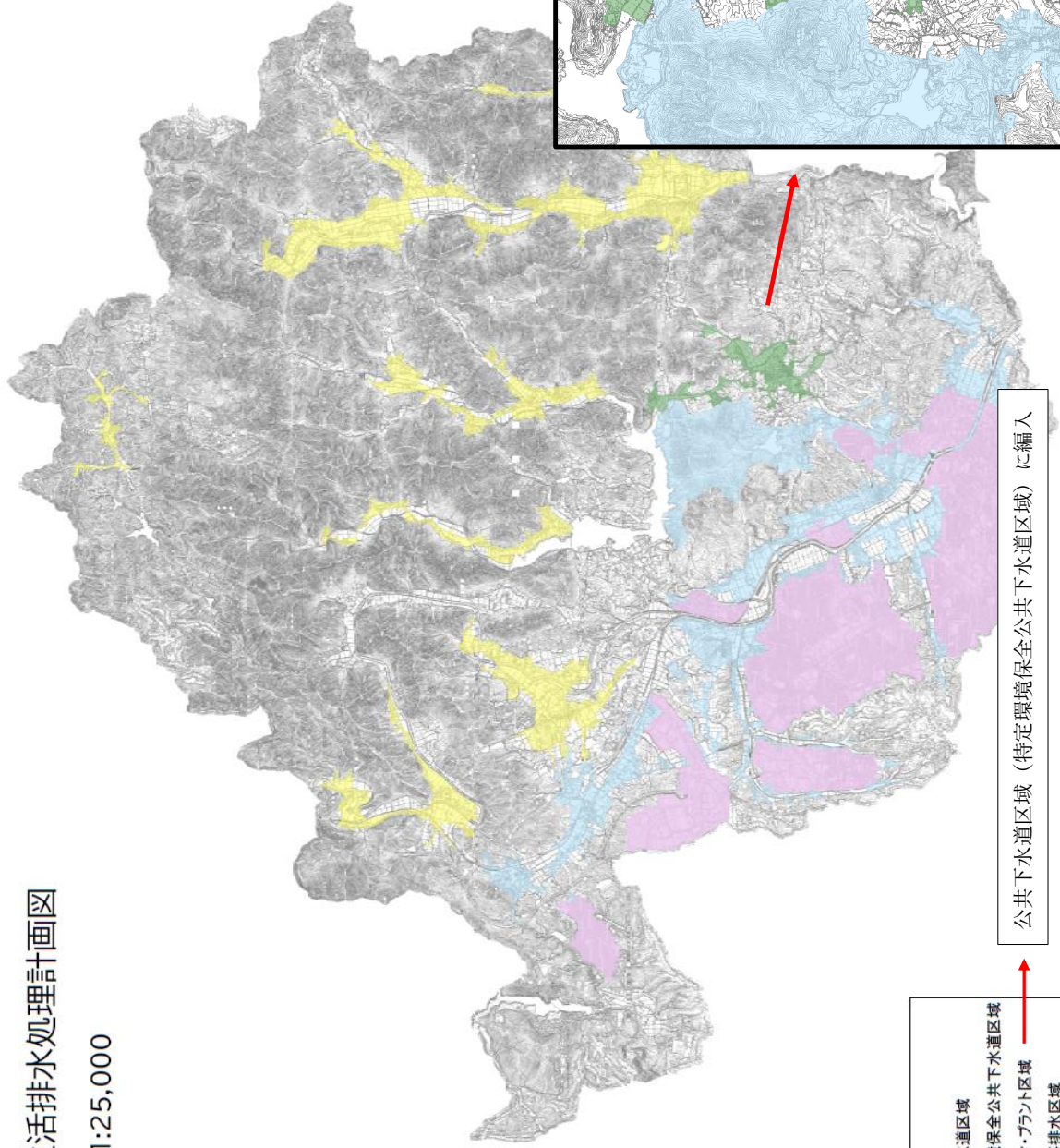
⇒公共下水道に編入

- ・処理能力に問題なし。
 - ・経済的に優位となる。
- (※利用者にとって、利用方法や使用料に変更なし)

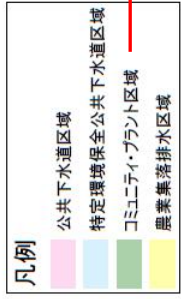
新たな公共下水道区域について

三田市生活排水処理計画図

1:25,000



《拡大》



公共下水道区域（特定環境保全公共下水道区域）に編入



計 画 書 (素案)

阪神間都市計画下水道の変更 (三田市決定)

都市計画三田市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	汚 水 約 <u>3,222</u> ha
---------	-----------------------

排水区域はおおむねを表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

理 由

別添理由書のとおり



法定図書等【理由書】

理 由 書 (素案)

今回の変更は、三田市全域の生活排水処理を計画している上位計画である「三田市生活排水処理計画」の変更と整合を図るものであり、区域拡大により都市環境の整備を促進するとともに、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質保全を図るため、昭和53年に「三田市公共下水道」として位置づけ、これまで9回の変更を行っている。今回変更箇所の詳細については以下に示す。

(汚水変更箇所)

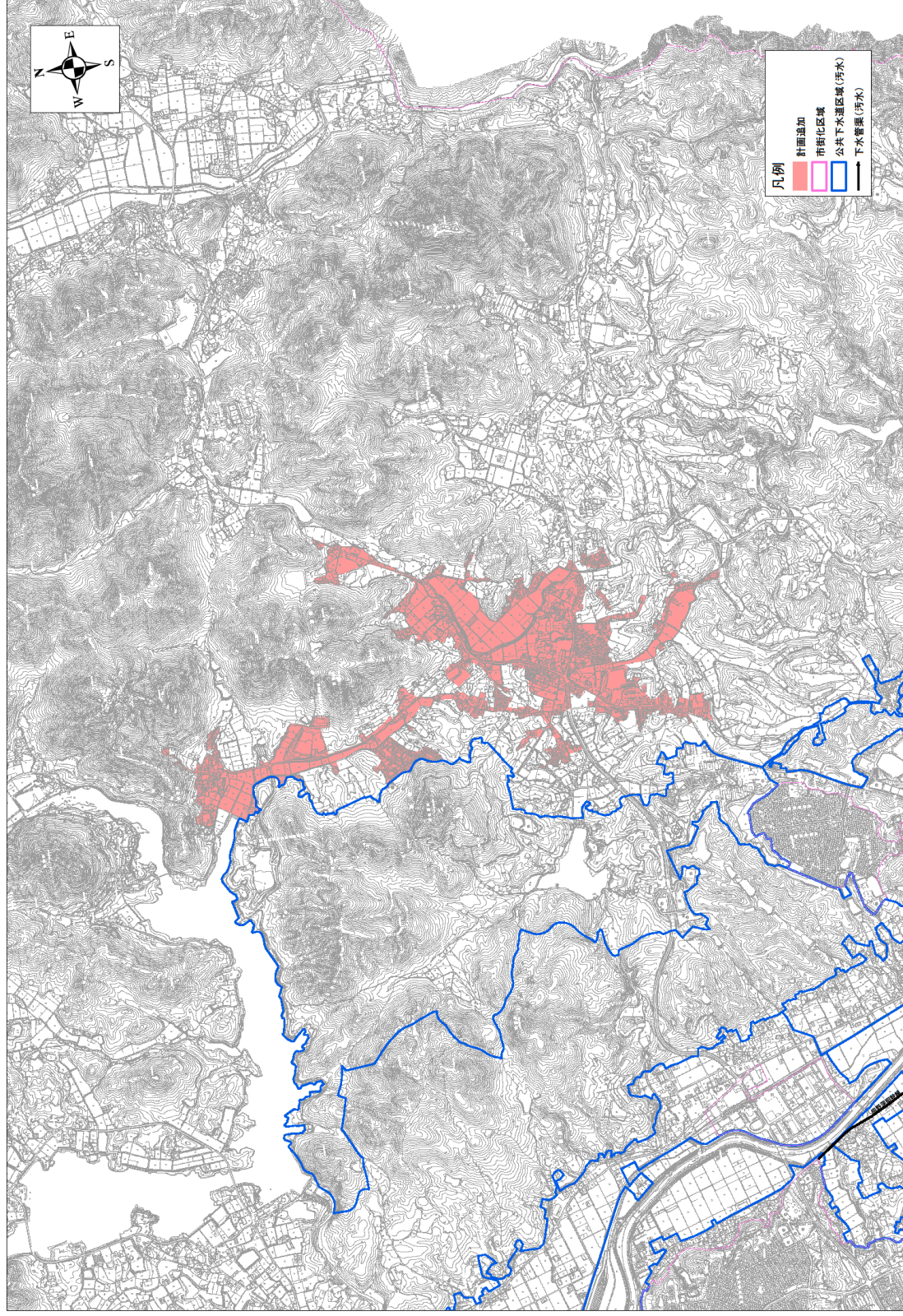
1. 志手原、有馬富士地区

持続可能な下水道経営を行うため、効果的な施設再編を検討した結果、志手原地区及び有馬富士地区コミュニティプラントの区域を公共下水道区域に編入するものである。



法定図書等【計画図】

阪神間都市計画下水道 三田市公共下水道(汚水) 計画図(素案)





法定図書等【変更前後対照表(参考)】

変更前後対照表

内容	項目	変更前	変更後	備考
1. 下水道の名称		三田市公共下水道	三田市公共下水道	変更なし
2. 排水区域	汚水	約 3,089 ha	約 3,222 ha	増 約133ha
	雨水	約 1,828 ha	約 1,828 ha	変更なし
3. 下水管渠	汚水	幹線数 3本 幹線延長 約 5,570 m	幹線数 3本 幹線延長 約 5,570 m	変更なし 変更なし
	雨水	幹線数 3本 幹線延長 約 2,040 m	幹線数 3本 幹線延長 約 2,040 m	変更なし 変更なし

上位計画等との関連性

◆ 流域別下水道整備総合計画（大阪湾流総計画）

三田市公共下水道に係る流総計画は、大阪湾流総計画で定められています。それぞれを比較すると、計画汚水量及び計画汚濁負荷量は流総計画値内に収まっており、整合が図られている。

◆ 公共下水道全体計画

今回の都市計画変更に合わせて公共下水道全体計画を変更し整合を図る。

◆ 生活排水処理計画

今回の都市計画変更に合わせて生活排水処理計画を変更し整合を図る。

（見直し箇所：計画期間を令和16年までに変更、人口フシームの変更、コミュニティプラントの統廃合について）



地域説明会の実施

●説明会の周知方法

- ①市役所 公告
- ②市ホームページ
- ③市広報誌6月号
- ④区域変更する地区に該当のある区民への回覧による通知

●説明会の実施概要及び結果について

- | | |
|-------|-------------------|
| ■開催日時 | 令和7年6月19日(木) 19時～ |
| ■場 所 | 有馬富士共生センター 大会議室 |
| ◆参加者 | 17名 |



都市計画変更に係る質問や意見は無し



変更に係るスケジュールについて

令和7年7月31日 三田市都市計画審議会（事前説明）



変更案作成



- ・ 県協議
- ・ 案の縦覧、意見書提出

令和7年10月17日（予定） 三田市都市計画審議会
（諮問・答申）



令和7年10月下旬（予定） 都市計画の変更告示

事前説明事項
(説明資料)

【第2号議案】

阪神間都市計画道路(三田幹線ほか3路線)の変更
(市決定)について

位置図

《変更予定路線》

- ① 三輪下田中線
- ② 横山天神線
- ③ 本町西山線
- ④ 三田幹線

変更箇所1

- ・三輪下田中線の一部区間廃止

変更箇所2

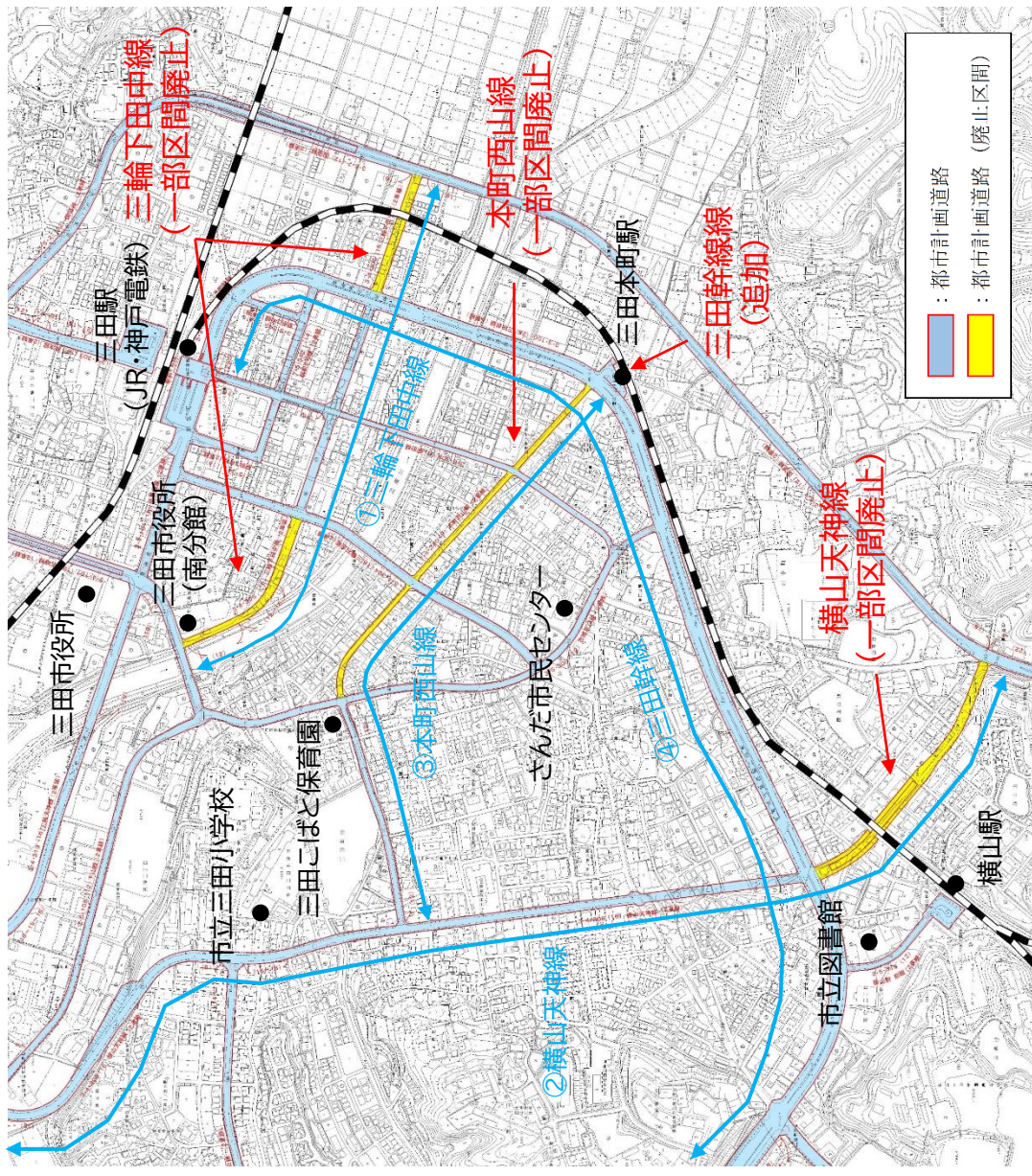
- ・横山天神線の一部区間廃止

変更箇所3

- ・本町西山線の一部区間廃止

変更箇所4

- ・三田本町駅前広場を三田幹線に追加



	： 都市計画道路
	： 都市計画道路（廃止・区間）

変更しようとする都市計画の概要について

(1) 都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安全な生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて決定された道路です。
都市計画道路の計画区域内では、事業の円滑な実施を確保するため建築行為に一定の制限がかかります。

(2) 都市計画道路の役割

都市活動を支え、生活者の利便性向上、良好な都市環境の確保

交通機能

- 都市内の人や車の円滑な移動を確保する通行機能
- 広域的な都市間の物資等の移動を支える通行機能
- 沿道の土地利用のための出入り等の沿道サービス機能

空間機能

- 景観や街路樹などの都市環境機能
- 避難路や救援活動の通路としての避難・救援機能
- 火災等の拡大を防止・遅延する災害防止機能
- 公共交通や上下水道などのライフラインを収容する機能

市街地形成機能

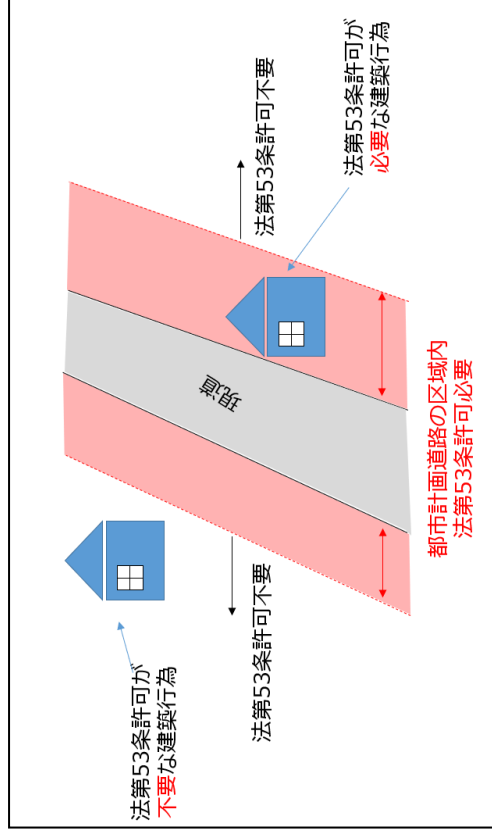
- 都市の主軸となる骨格を形成する機能
- 都市の発展や土地利用を誘導する機能
- 宅地を区画する街区を形成する機能

変更しようとする都市計画の概要について

(3) 都市計画道路における区域内の建築制限

都市計画道路が決定されている区域内の土地には、将来道路を建設する際に大きな支障とならない建物のみ建てる事が可能となる制限がかかります。
(都市計画道路は、将来の事業の円滑な施行を確保するために法第53条・法第54条による建築制限を行っている。)

▼ 計画区域内での建築制限(法第53条制限)



建築が許可されるものの例(法第54条許可基準)

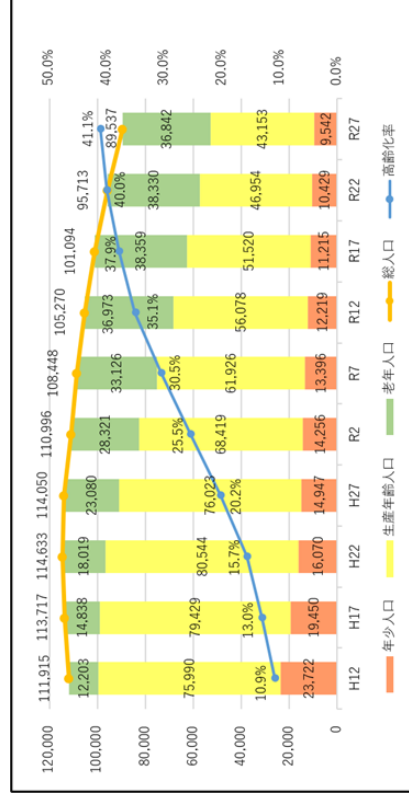
- ①階数が2階以下で、かつ、地階を有しないもの
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など移転や撤去が容易なもの

《都市計画の見直しの必要性について》

(1) 三田市における社会情勢の変化

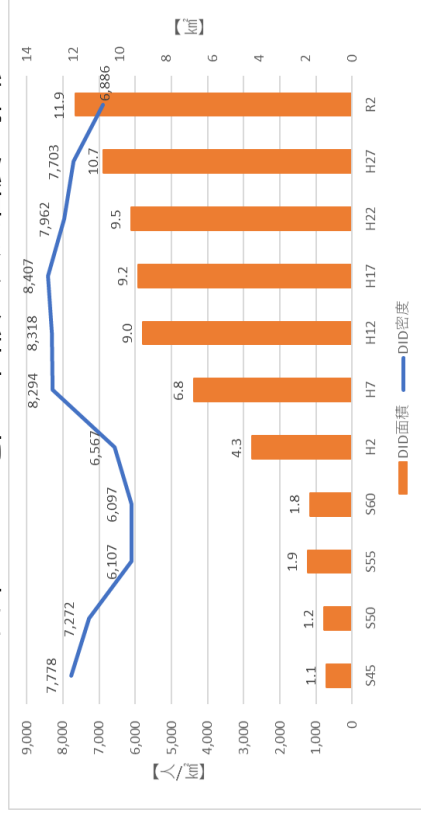
1) 人口の動向

▼区分別人口・高齢化率の推移

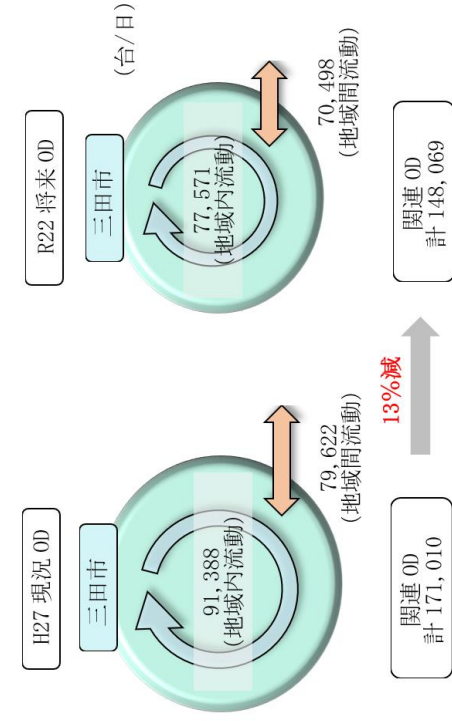


2) DID面積及び人口密度の変化

▼三田市のDID地区の面積と人口密度の推移



3) 自動車の地域内や地域間流動



※DID:人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接し、それらの人口が5,000人以上である地域であり、都市的な地域の広がりや形を図る目安として使われています。

※OD:Origin(起点・出発点)とDestination(終点・目的地)の略で、ある地域を区分(ゾーニング)し、トリップがどのゾーンから出発してどのゾーンに到着したかを、一定の時間内分にまとめたいもの。

《都市計画の見直しの必要性について》

(2)三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針

1) 道路ネットワークの形成

JR、神戸電鉄三田駅前において、市街地再開発事業と都市計画道路駅前線、駅前2号線、駅前3号線の一体的な整備により、交通機能の増進や歩行者等の安全・安心の確保を図ります。

2) 長期未着手路線の見直し

都市計画道路三輪下田中線、横山天神線については、円滑な交通処理機能だけでなく、沿道の土地利用への波及効果、災害時の緊急輸送路や避難経路、延焼防止としての機能、事業実現性を考慮し、整備の必要な区間の検証を行い、事業化に向けて取り組みます。また、事業化の見込めない区間については、その他の長期未着手路線と併せて都市計画の見直しを進めます。

《都市計画の見直しの必要性について》

(3)都市計画道路の見直しの必要性

都市計画道路の課題

(1)三田市の都市計画道路の現状を受けて

今後も事業化の見込めない都市計画道路が存在することで、更に長期間の建築制限を受けることとなるため、未着手、概成済の都市計画道路について見直しを行い、整備の必要性及び実現性等から総合的に判断して、整備を必要としない路線(区間)については、計画の廃止や変更を行うことで、できるだけ早期のうちに不要な制限を解除することが必要。

社会情勢の変化

(2)三田市における社会情勢の変化を受けて

人口や自動車交通量の減少に応じた持続可能な道路交通体系を構築することが必要。

まちづくりの方向性

(3)三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針を受けて

中長期的な視点による、これからのまちづくりを進めるうえで、根幹となる施設である都市計画道路の整備方針を明らかにすることが必要。

都市計画道路の必要性を検証

《都市計画の見直しの考え方について》

(1) 基本的な考え方

1) 本市の将来都市像を踏まえた見直し

都市計画道路の見直しに際しては、本市の将来都市像を踏まえるため、「第5次三田市総合計画」（令和4年4月）、「三田市都市計画マスタープラン」（令和5年4月）等の上位・関連計画との整合を図りながら見直しを行う。

2) ガイドラインに基づいた見直し

本市の都市計画道路の見直しは、ガイドラインに基づき、各路線の位置づけや都市計画道路網全体の配置状況等、各路線の必要性を検証し、見直し理由を明確にしながら進める。

3) 住民の理解と合意形成

都市計画道路は、住民や地域のまちづくりに与える影響が大きい都市施設であることから、その見直しに当たっては、道路の必要性や見直しの理由について住民への十分な情報提供を行い、合意形成に努める。

4) 関係機関との協議・連携

地域の実情を最も把握している本市が主体となり、関係機関と連携し、調整を図りながら見直しを進める。

都市計画の変更素案
第2号議案 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

《都市計画の見直しの考え方について》

(2)見直し検証の流れ ※ガイドラインに基づいて、以下のフローに示す手順に従って、検証を行った。

STEP1 見直しに係る基準条件の整理

↑ 上位関連計画の位置付け、地域づくりの方向性の確認

STEP2 客観的な評価項目による検証

↓ 交通機能、防災機能、市街地形成機能などの視点で評価
代替道路の有無、将来交通量

STEP3 地区固有要素による検証

↑ 周辺地域への影響等、存続した場合での課題検証
プロジェクトや混雑度等、廃止した場合での課題検証

STEP4 存続・廃止形態の検討

路線機能を踏まえた横断面構成の検証
都市計画道路網としての不連続発生に対する判断

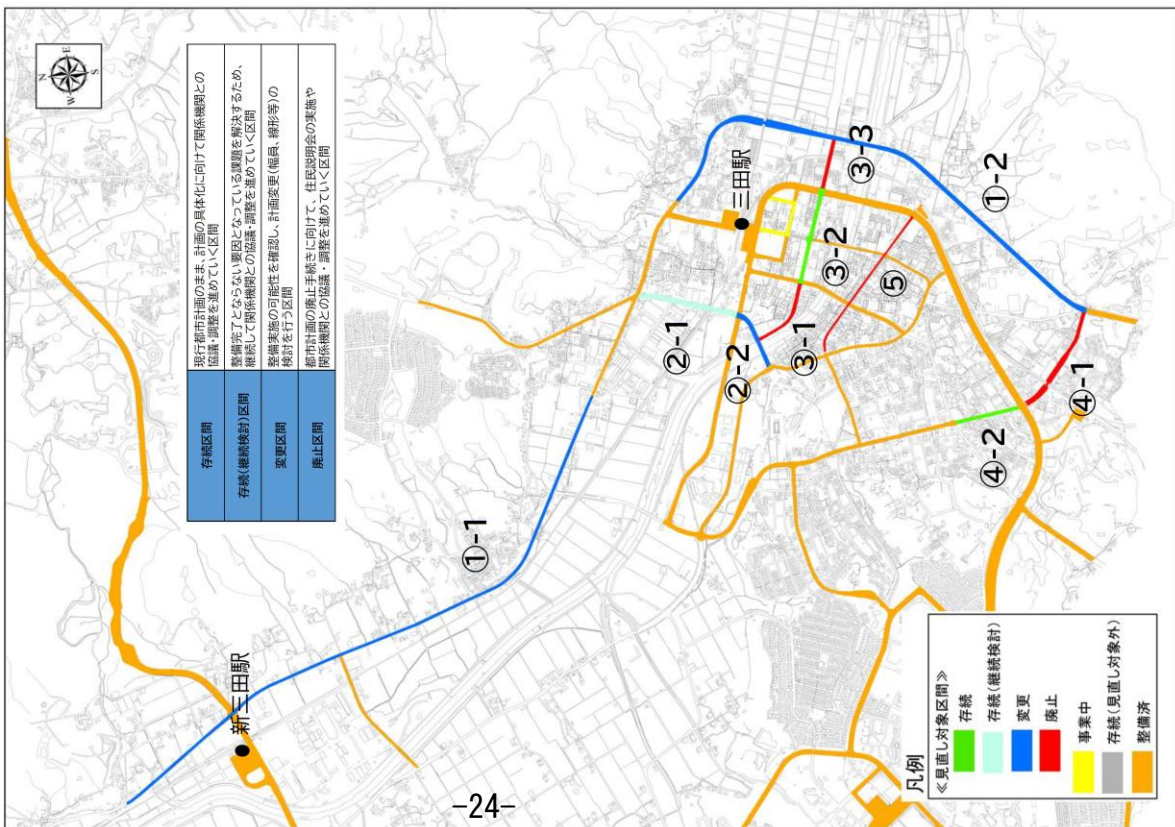
存続候補
(現計画のまま)

変更候補
ルート、幅員の変更

廃止候補

都市計画の変更素案 第2号議案 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

▼都市計画道路見直し方針図



路線名(対象区間)		見直し方針	理由
国道線	①-1	変更	全区間が概成済となっており、本路線に必要とされざる機能は踏まえたと幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
	①-2		
古城線	②-1	存続(継続検討)	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされざる機能を踏まえたと幅員構成の再検討が必要であるが、対象区間にJR宝塚線との交差があり、新設(改良)する道路は、立体交差での計画とする必要(道路法第31条; 道路と鉄道の交差)がある。 したがって、現計画を存続とはするが、JR宝塚線と立体交差する計画は、縦断線形等の道路構造上の課題や沿道施設立地に多大な影響を及ぼすため、「存続(継続検討)」とし、継続して関係機関と協議・調整を進めていく区間とする。
	②-2	変更	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされざる機能を踏まえたと幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
	③-1	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。
三輪下田中線	③-2	存続	まちなかの回遊性向上等、三田駅周辺にぎわいのある空間形成に寄与する区間であるため、「存続」とする。
	③-3	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたっては鉄道の付け替えが発生し、他施設への影響が大きいため、「廃止」とする。
	④-1	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたっては縦断線形等の道路構造上の問題があるため、「廃止」とする。
横山天神線	④-2	存続	都市の骨格の形成に寄与する区間であり、地区内の自転車・歩行者ネットワークの連続性に寄与する区間であるため、「存続」とする。
	⑤	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。

都市計画の変更素案

第2号議案 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

計 画 書（素案）

10、11ページ

阪神間都市計画道路の変更（三田市決定）

1. 都市計画道路中、3.3.1.0.0三田幹線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式		車線の数
幹線 街路	3.3.100	三田幹線	三田市駅前町	三田市テクノパーク	三田市上深田	約9,860m		4車線	28m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
			三田市狭間が丘1丁目	三田市富士が丘4丁目	三田市弥生が丘1丁目	約2,440m	掘割式		36～49m	
			三田市あかしあ台1丁目	三田市ゆりのき台3丁目	三田市あかしあ台4丁目	約3,130m	掘割式		33～58m	
										神戸電鉄公園都市線と立体交差 幹線街路北摂南6号線と立体交差 差幹線街路北摂中央2号線と立体交差 幹線街路北摂中央3号線と立体交差 幹線街路北摂中央1号線と立体交差 幹線街路北摂中央1号線と立体交差 幹線街路北摂中央1号線と立体交差 約930㎡
										24～36m
						約4,290m	地表式			
										なお、三田市相生町地内に三田本町駅前広場を設ける。

種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式		車線の数
幹線 街路	3.4.305	三輪下田中線	三田市中央町	三田市中町		約370m	地表式	2車線	16m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
	3.4.306	横山天神線	三田市南が丘1丁目	三田市天神2丁目		約1,510m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 1箇所
	7.5.340	本町西山線	三田市屋敷町	三田市西山2丁目		約390m	地表式	2車線	12m	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画の変更素案 第2号議案

阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

《変更前後対照表》

15、16ページ

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	幅員	車線の数	
幹線街路	3.3.100	三田幹線	三田市 三田駅前	三田市 テクノパーク	三田市 上深田	約 9,800m	28m	4車線	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
			三田市 篠田が丘1丁目	三田市 篠田が丘4丁目	三田市 あかしあかひ	約 2,400m	36～ 49m	掘削式	
			三田市 あかしあかひ1丁目	三田市 あかしあかひ3丁目	三田市 あかしあかひ4丁目	約 3,130m	33～ 58m	掘削式	
	構造形式の内訳		神戸電鉄公園都市線と 立体交差 幹線街路北摂南6号線 と立体交差幹線街路北 摂中央2号線と立体交 差幹線街路北摂中央南 駅前線と立体交差 幹線街路北摂中央3号 線と立体交差幹線街路 北摂中央1号線と立体 交差幹線街路と平面交 差 6カ所 なお、三田市相生町地区に三田駅前広場を設ける。						

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	幅員	車線の数	
幹線街路	3.3.100	三田幹線	三田市 三田駅前	三田市 テクノパーク	三田市 上深田	約 9,800m	28m	4車線	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
			三田市 篠田が丘1丁目	三田市 篠田が丘4丁目	三田市 あかしあかひ	約 2,400m	36～ 49m	掘削式	
			三田市 あかしあかひ1丁目	三田市 あかしあかひ3丁目	三田市 あかしあかひ4丁目	約 3,130m	33～ 58m	掘削式	
	構造形式の内訳		神戸電鉄公園都市線と 立体交差 幹線街路北摂南6号線 と立体交差幹線街路北 摂中央2号線と立体交 差幹線街路北摂中央南 駅前線と立体交差 幹線街路北摂中央3号 線と立体交差幹線街路 北摂中央1号線と立体 交差幹線街路と平面交 差 6カ所 なお、三田市相生町地区に三田駅前広場を設ける。						

(新)

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	幅員	車線の数	
幹線街路	3.4.305	三輪下田中線	三田市 中央町	三田市 中町		約 370m	16m	2車線	地表式の区間におけ る鉄道等との交差の 構造 1箇所
	3.4.306	横山天神線	三田市 磨が丘1丁目	三田市 天神2丁目		約 1,510m	16m	2車線	
	7.5.310	本町西山線	三田市 風敷町	三田市 西山2丁目		約 390m	12m	2車線	

(旧)

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	幅員	車線の数	
幹線街路	3.4.305	三輪下田中線	三田市 中央町	三田市 中町		約 960m	16m	2車線	地表式の区間におけ る鉄道等との交差の 構造 神戸電鉄三田線と立 体交差 幹線街路と平面交差 3箇所
	3.4.306	横山天神線	三田市 横山町	三田市 天神2丁目		約 2,010m	16m	2車線	
	7.6.340	本町西山線	三田市 相生町	三田市 西山2丁目	三田市 三田町 及び区 界	約 1,160m	9m	2車線	

なお、三田市相生町地区に三田駅前広場を設ける。

本市では、市内の都市計画道路（延長 65,476m）のうち、都市計画決定以後、長期にわたり整備が行われていない路線（区間）について、本市が目指すべき都市の将来像に沿って、都市計画道路の機能と役割を再検証し、選択と集中により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ効果的かつ効果的に整備を進めていくため、「三田市都市計画道路見直し方針」（令和7年2月）を策定した。

この方針に基づき、以下の4路線について都市計画変更を行うものである。

3.3.100 三田幹線

本町西山線の一部区間廃止に伴い、三田本町駅前広場を三田幹線に追加する。

3.4.305 三輪下田中線

当路線の起点から3.4.304 三輪石名線までの約340mと、3.3.100 三田幹線から終点までの約250mの一部区間を廃止とする。

3.4.306 横山天神線

当路線の起点から3.3.100 三田幹線までの約500mの一部区間を廃止とする。

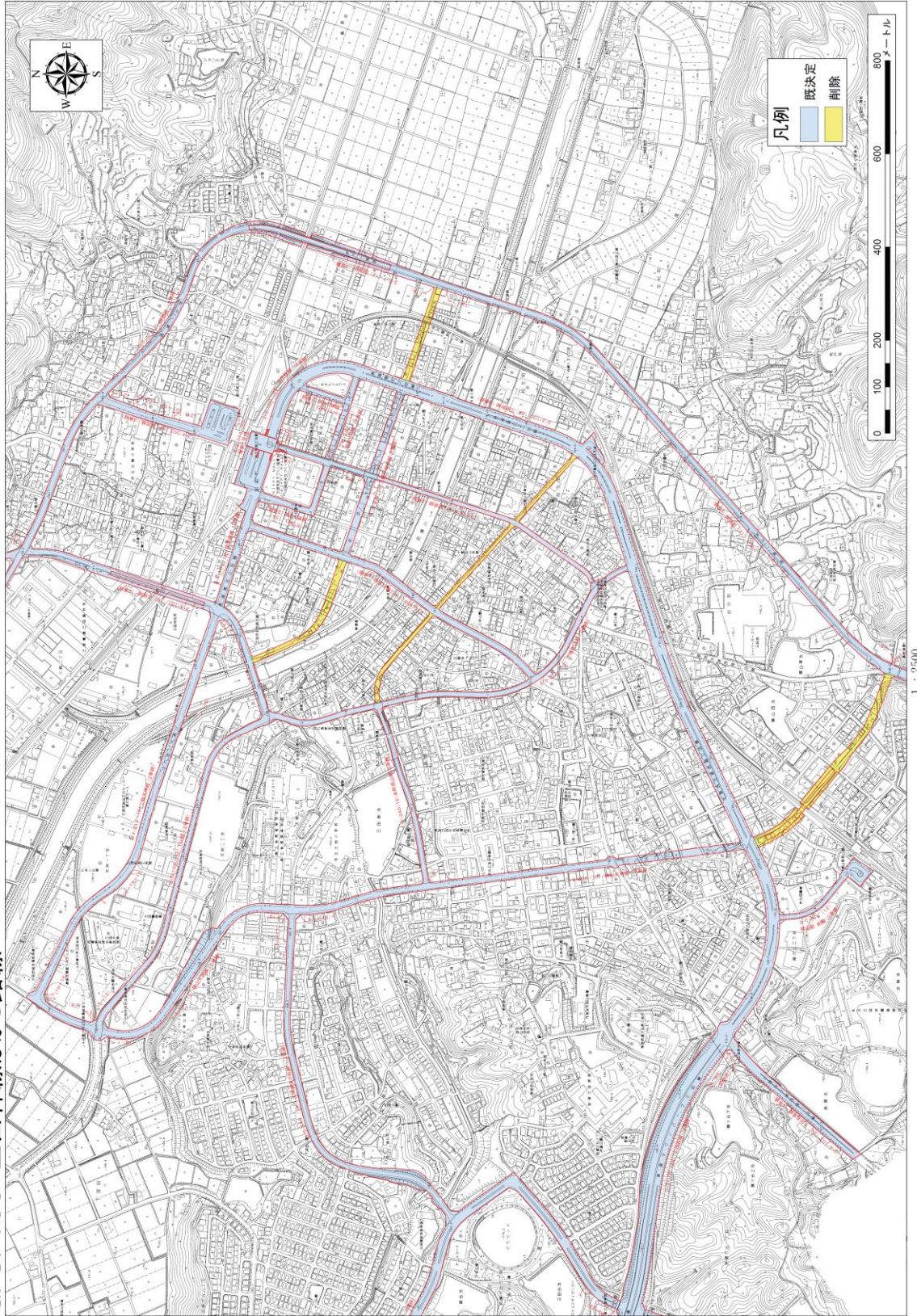
7.5.340 本町西山線

当路線の起点（交通広場も含む。）から3.5.300 古城京口線までの約770mの一部区間を廃止とする。

都市計画の変更素案
第2号議案 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

13ページ

阪神間都市計画道路の変更(素案) 計画図
3.3.100 三田幹線ほか3路線



《説明会の実施について》

(1)説明会の周知方法

- ①市役所 公告
- ②市ホームページ及び広報さんだ6月号への掲載
- ③廃止区間に該当する区長及び区民への回覧による通知
- ④三田市商工会への文書配布
- ⑤既成市街地内の都市計画道路の見直しに影響のある商店組合への文書配布
(車瀬橋商店街、本町センター街、中町商店街)
- ⑥都市計画の変更（素案）において廃止区間としている都市計画道路の区域内の利害関係人への文書の個別郵送

《説明会の実施について》

(2)説明会の実施概要及び結果について

- | | | |
|-------|--------------|-------------|
| ■開催日時 | 令和7年7月10日（木） | 19：00～20：00 |
| ■開催場所 | 三田市役所 | |
| ■参加者 | 11名 | |
| ■開催日時 | 令和7年7月12日（土） | 17：00～18：00 |
| ■開催場所 | 二番区新町公会堂 | |
| ■参加者 | 4名 | |
| ■開催日時 | 令和7年7月12日（土） | 19：00～20：00 |
| ■開催場所 | まちづくり協働センター | |
| ■参加者 | 7名 | |
| ■開催日時 | 令和7年7月13日（日） | 19：00～20：00 |
| ■開催場所 | さんだ市民センター | |
| ■参加者 | 12名 | |

■その他

◇説明会動画の閲覧件数

34件（令和7年7月17日時点）

都市計画の変更素案

第2号議案 阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）

説明会における質疑・回答の概要

No.	質疑	市の回答(考え方)
1	都市計画道路横山天神線の廃止について、見直し(存続)していただきたい。周辺道路が抜け道として頻繁に使われており、交通量の改善と通学路の安全対策を検討いただきたい。	交通量については、平成11年頃をピークとして、減少傾向にある。将来の道路網についても検証を実施しており、周辺道路の混雑は無く円滑に走行できるものと推測しております。したがって、この度の都市計画道路の廃止による過度な混雑は発生せず、交通需要に影響ないと判断しております。 また、通学路の安全対策については、道路整備担当部署で学校等と連携して取り組んでいるので、ご意見として共有させていただきます。
2	三田駅前再開発の影響(交通量の増加)は考慮しているのか。	三田駅前再開発などを踏まえた将来交通需要を予測し、検証を実施しております。
3	三田本町駅前広場について、これ以上の整備が必要なのか。	三田本町駅前広場については、既に整備済みであり、今後、整備予定はありません。今回は、都市計画上の区域変更に関する内容となります。
4	なぜ、このタイミングでの見直しとなったのか。	これまでも適宜見直しを実施してきましたが、前回の見直しから10年が経過したことを受け、集大成となる大規模な都市計画事業である「三田駅前Cブロック再開発事業」の着手に伴い、まちづくりを踏まえた将来交通需要等を一定見通すことができるようになったことから、都市計画道路の見直しを実施することとしております。
5	存続区間に土地を所有しており、今後の事業スケジュールについて示してもらえないか。	現時点においては、事業実施時期は未定です。ただ、今後、存続となる各路線の事業の優先順位等について精査を行い、都市計画道路の整備時期については、随時スケジュールを提示させていただきたいと考えております。
6	三輪下田中線の存続区間はなぜ「存続」となったのか。	三田駅前再開発を進める中で、まちづくりとしての回遊性の向上という視点で、周辺の街の活性化やにぎわいに資する空間形成に寄与するものと考え、「存続」とした。

都市計画手続きの流れ

素案の作成

素案説明会（令和7年7月10日、7月12日（2回）、
7月13日の計4回開催）

原案の作成

市都市計画審議会（事前説明）（令和7年7月31日）

県協議

案縦覧(意見書提出)（令和7年9月上旬予定）

市都市計画審議会（諮問）（令和7年10月17日(予定)）

都市計画の決定告示（令和7年10月下旬(予定)）